

議案第35号

沼田市白沢農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市白沢農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月25日提出

沼田市長 横山 公一



沼田市白沢農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沼田市白沢農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条から第11条までを次のように改める。

（休館日）

第4条 改善センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）において、別表に定める改善センターの施設（「以下「会議室等」という。）の使用の許可の申請がない日は、休館日とすることができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更することができる。

（開館時間）

第5条 改善センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び祝日法による休日を除く日（以下「平日」という。）の午後5時から午後9時まで又は平日以外の日（前条に規定する休館日を除く。）の午前9時から午後9時までの間について、会議室等の使用の許可の申請がないときは、開館時間を短縮することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

（使用の許可）

第6条 会議室等を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、改善センターの管理上必要な条件を付すことができる。

（使用の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、改善センターの使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (2) 専ら営利を目的として使用すると認められるとき。
- (3) 施設又はこれに附帯する設備（以下「施設等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 政治活動又は宗教活動に使用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等が使用するおそれがあると認められるとき。
- (6) その他管理及び運営上支障があると認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第8条 市長は、第6条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を中止させ、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

（使用料）

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第9条関係）

時間区分 施設区分	午前 (午前9時～ 正午)	午後 (午後1時～ 午後5時)	夜間 (午後6時～ 午後9時)	全日 (午前9時～ 午後9時)
生活研修室	970円	1,290円	970円	3,230円
保健指導室	970円	1,290円	970円	3,230円

多目的ホール	2, 430円	3, 240円	2, 430円	8, 100円
営農指導相談室	970円	1, 290円	970円	3, 230円
農事研修室	1, 450円	1, 940円	1, 450円	4, 840円

備考

1 使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める使用料の額とする。ただし、当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 入場料等を徴収するとき この表に定める使用料の1.5倍の額
- (2) 市民以外の者が使用するとき この表に定める使用料の2倍の額
- (3) 前2号のいずれにも該当するとき この表に定める使用料の3倍の額

2 前項に規定する市民とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

3 高校生以下の者又は高校生以下の者のみで構成する団体が使用するとき、この表の規定にかかわらず、無料とする。この場合において、中学生以下の者の使用については、20歳以上の引率者の同伴を条件とする。

4 会議室等の使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の沼田市白沢農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料の額について適用し、同日前の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

